

人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例※ の一部を改正する条例 【概要】

(※通称：モラル・マナー条例)

1. 現在の規制内容

路上禁煙地区（天神・大名、博多駅周辺）における道路上での歩行中又は自転車に乗車中の喫煙を禁止

天神・大名地区



博多駅周辺地区



課題

- ①たばこ・喫煙の定義がない【加熱式たばこが禁止されていない】
- ②禁止する場所が道路上だけで、公園が含まれない
- ③禁止する行為が歩行中又は自転車に乗車中の喫煙だけで、立ち止ま
ったの喫煙が含まれない

2. 主な改正内容

路上禁煙地区において、

- ①たばこ・喫煙を定義して加熱式たばこも禁止（第4条第5・6号）
- ②道路上だけでなく公園における喫煙も禁止（第4条第7号）
- ③立ち止まったの喫煙を含めて喫煙そのものを禁止（第20条第3項）
- ④路上喫煙を防止するための措置を追加（第20条第4項）
 - ・分煙施設（喫煙所）の整備
 - ・路上禁煙地区を周知する標識等の設置

※路上禁煙地区の範囲について将来的に見直しを検討（附則）

施行期日：規則で定める日